

## 第5回 ホテル火災対策検討部会議事要旨

### 1 日時

平成25年7月4日(木) 14時00分から16時00分まで

### 2 場所

砂防会館別館会議室3階「穂高」

### 3 出席者

部会長	関澤 愛	東京理科大学国際火災科学研究科 教授
委員	荒井 伸幸	東京消防庁 予防部長
委員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会 事務局長
委員	榎 一郎	千葉県消防局 予防部長
委員	岡田 照雄	京都市消防局 予防部長
委員	寺川 昌宏	広島市消防局 予防課長(金山委員代理)
委員	木下 健治	弁護士
委員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 理事
委員	熊谷 優	盛岡地区広域消防組合消防本部 消防次長
委員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科 教授
委員	山崎 登	日本放送協会 解説副委員長

(事務局)

消防庁 予防課長	米澤 健	予防課長補佐	土屋 直毅
違反処理対策官	伊藤 要	企画調整係長	齋藤 貴幸
設備係長	鈴木 健志	企画調整係	緒方、安田、岩佐
設備係	辰川、尾上		

### 4 配付資料

資料5-1 「ホテル火災対策検討部会」委員名簿  
資料5-2 前回(平成25年度第4回)議事要旨(案)  
資料5-3 ホテル火災対策検討部会報告書(案)

### 5 議事要旨

#### (1) 前回議事要旨の確認

事務局より前回議事要旨(案)について説明したところ、委員から特段の意見はなかった。来週の7月8日(月)までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

#### (2) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

- ・ 現行の防火対象物定期点検報告制度はそのままにして、新たな表示制度をつけ加えるということか。  
→ 現行の防火対象物定期点検報告制度については、その表示も含めて継続して推進していきたいと考えている。
- ・ 新たな表示制度はどのような形で制度化するのか。各消防本部において条例化するのか、若しくは、消防庁の通知に基づいて要綱を策定するという形になるのか。  
→ 新たな表示制度については、旧適マーク制度と同様、消防庁の通知によることとしたいと考

えている。

なお、具体的な運用は各消防機関の判断によるが、旧適マーク制度の際は、条例化している消防機関はほとんどなく、各消防機関で要綱等を定めていた場合が多かったので、今回もそのようになるのではないかと考えている。

- ・ 今回の制度は、3階以上かつ30人以上のホテル・旅館等について、基準に適合している場合は、表示を掲示できるということだが、対象外となる2階建て以下のものについてはどのような形になるのか。
- 表示制度の対象にならないところについては、配慮が必要な部分として報告書（案）に記載している。
- ・ 旧適マークのときは、関係団体の自主的な取組として適マークの対象外である旨の表示をしていたが、今回の制度において、消防機関の関与も含めたこのような対象物への具体的な取扱いをどうするかは、今後、消防機関や旅館団体等の意見も聞きながら検討していきたい。
- ・ 新たな表示制度におけるマークは、マル適マークと呼ぶのか。
- 現行の防火対象物定期点検報告制度の表示については、表示の中に適という字を使っているが、消防機関の方も利用者の方々も、適マークと呼ぶ方はほとんどなく、防火優良認定証と呼んでいる方が多い。  
一方、新たに提案させていただくマークについては、正式には「防火基準適合証」という名称であった旧適マークが、利用者等から適マーク、マル適という愛称をつけていただいたような形で普及していければよいと考えている。
- ・ 現行の防火対象物定期点検報告制度の表示が存続するのであれば、その中の「防火優良認定証」と今回新しく表示されるマークについて、消費者の方が違うものだと思えるようにしていただきたい。
- 現行の防火対象物定期点検報告制度の優良認定証の表示については、色は青地に黄色、徽章は小さいものとなっている。  
それに対し今回提案した表示については、青地ということが共通しているものの、徽章が大きくなっていること、適という字が強調されていること、枠が付いていること、色自体も金と銀にしてことから、紛らわしいことはないと考えている。
- ・ 表示の違いというものは個々の感覚によるところがあるが、一般の消費者の方が違うものであるということがわかるように考えていただきたい。
- ・ 現行の防火対象物定期点検報告制度の表示と新たな表示制度の表示が横に並ぶこともあり得るのか。
- 両方の制度の対象になる場合はあり得る。ただ、現行の表示については建物の入り口付近につけられる場合が多く、また、新たな表示については、旧適マークと同様、フロント部分につける運用を想定しているので、たとえ両制度の対象となる施設であっても並べて表示されるケースは考えにくい。
- ・ 玄関とフロントで掲示している表示を見て、疑問に思えばその場で質問をすれば済む話であるし、こうして表示を見比べた感じは明らかに違うので、例えばホテルのフロントで明確に回答できるマニュアルを準備するか、インターネット上でもマークのみを掲示するのではなく注釈をつける等して情報提供をすれば問題ないのではないか。
- ・ 現行の表示があるので旧適マーク制度がなくなっていることも、一般の人はわからずにいる。メディアの方を通じて、新しい制度が改めてスタートすることについて、記事を書いてもらうことや、インターネットでホテル・旅館等を予約する際に、適マークの有無を確認できる情報

提供をしていただきたいと考えている。

- ・ インターネットを通じた情報提供は大賛成であり、表示もとてもよくなったと感じている。また、適マークの名称については、世の中と社会が育てていくものだと考えているので、記者発表をするときなどに、マル適マークをつくりましたと言えばそのまま広まっていくものであり、育てていくものであると思っている。
  - ・ 現行の防火対象物定期点検制度の表示については、全国消防長会から出された意見を踏まえて現行法令をそのまま尊重するということであり、これについては非常に大きな決断をいただいたと感じている。
  - ・ また、表示制度あるいは違反についての公表制度というのが国民への情報提供として非常に大事な要素になっている。グループホームの部会でも法令適合の表示とか、法令違反があるようなグループホームへの情報公表について意見も出ているので、ホテル以外の用途についての表示・公表制度のあり方や、現行法令の防火対象物定期点検制度との関係といったことについても、今後別途何らかの検討が必要ではないかということに触れて欲しい。
- 表示・公表制度のあり方については、グループホームの部会でも同様のご議論をいただいているので、ホテル以外の対象物の公表制度のあり方や、現行の防火対象物定期点検報告制度の課題について今後検討が必要である旨、この報告書の中で記載したいと考えている。
- ・ 現行の防火対象物定期点検報告制度を継続し、認知度の低い防火自主点検報告表示制度に代えて、過去に国民に広く普及していた適マークの表示をすることは、国民にとってもまた関係者にとってもなじみ深いものと考えことから賛成である。
  - ・ 新たな表示制度の対象施設は、地域事情に合わせて拡大してもよいということであれば、その対象外となる施設については、対象外であることを示すのではなく、同じマークにより基準維持を図ることが必要と考えている。また、新たな表示制度の対象外となっている施設が、その表示がないことで違反があるのではないかという誤解を招くことがないように制度づくりをお願いしたい。
- 今回の新たな表示制度の対象については、旧適マークのときにおいても、規模の小さな対象物に適マークを交付していた経緯があることから、同様の対応を考えている。
- ・ また、新たな表示制度の基準に適合しない木造などの対象物についても、旧適マークのときには、一定基準に適合していれば適マークを交付していたという救済措置があったので、同様の対応を考えている。これらについての細かな運用については、今後、消防機関の意見も聞いて検討していきたいと考えている。
  - ・ 消防機関が確認する建築基準法令に関し、消防同意のときの建築基準法の審査範囲については消防庁の通知により示されているが、これは同意に限るという形になっているため、査察や違反処理のときに確認する範囲も明確になれば査察や違反処理がやりやすくなると考えている。
  - ・ 防火対象物定期点検報告制度については、管理権原者が変わると防火優良認定証が掲示できなくなる場合があるが、今回の新たな表示制度については、管理権原者が変わっても表示できると考えてよいか。
- 新たな表示制度については、管理権原者の変更が無いことというのは要件に加えないことを考えている。

### (3) ホテル火災対策検討部会報告書(案)について

- ・ この部会で議論されたこと課題として挙げたことについては、今後きちんと実施して欲しい。
  - 一つ目は、インターネットでホテルを選ぶ際に、そのホテルをクリックをすれば、さきほ

どの表示が出てくるような形で制度を育てて欲しい。

二つ目は、小規模な施設については、今回のように何かあれば対応することが多いように思われるが、この部会において小さな施設にも課題があるということを議論してきたので、是非、火災予防行政のあり方検討会の中で、一度予防行政の体系全般の見直しを検討して欲しい。

- 規制体系全般を見直すということは、非常に大きな話なので、今後、しっかりと検討していきたい。
- ・ 最終的な当検討部会としての報告書とすることについて、ご了解いただきたいことと、報告書の修正については部会長に一任いただくということについて提案したい。
- 各委員からご了解をいただいた。